

平成27年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成27年12月21日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員
 1番 北村五十鈴 2番 稲垣 誠亮
 3番 栢木 進 4番 岩井智恵子
 5番 中塚 尚憲 6番 山本 剛
 7番 太田 健一 8番 野並 享子
 9番 東郷 正明 10番 上杵 種雄
 11番 欠 員 12番 市木 一郎
 13番 丸山 敬二 14番 鈴木 市朗
 15番 矢野 隆行 16番 梶山 幾世
 17番 河野 司 18番 坂口 哲哉
 19番 高橋 繁夫 20番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	澤 嘉彦
政策調整部次長	瀬川 俊英	総務部次長	寺田 実好
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第 95 号から議第 109 号まで
(平成 27 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号) 他 14 件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第 1 議第 111 号
(平成 27 年度野洲市一般会計補正予算 (第 7 号))
提案理由説明、質疑、常任委員会付託
- 第 2 議第 111 号
(平成 27 年度野洲市一般会計補正予算 (第 7 号))
予算常任委員会委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第 3 決議第 1 号
(「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求め
る決議 (案))
提出者説明、質疑、討論、採決
- 第 4 意見書第 11 号から意見書第 17 号まで
(労働法制の規制緩和でなく、規制を強めることを求める意見書(案)
他 6 件)
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後 1 時 00 分

議事の経過

(再開)

○議長 (市木一郎君) (午後 1 時 00 分) 皆さん、ご苦労さんでございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 19 人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付しました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、12月8日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、太田健一議員、第8番、野並享子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第95号から議第109号まで平成27年度野洲市一般会計補正予算(第6号)他14件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第3番、栢木進議員。

○3番(栢木 進君) 第3番、栢木進です。

去る12月7日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告いたします。

議第104号野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、議第105号野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、議第106号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、議第107号野洲市税条例の一部を改正する条例、以上の4議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第105号から議第107号は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第104号については採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(市木一郎君) これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 第2番、稲垣誠亮です。

去る12月7日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第108号野洲市立幼稚園条例及び野洲市立保育園条例の一部を改正する条例、以上の1議案を議題として詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議第108号の1議案は採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後1時05分 休憩）

（午後1時06分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの文教福祉常任委員会委員長の報告に一部誤りがありましたので、訂正を求めます。

○2番（稲垣誠亮君） ただいま私、「野洲市立幼稚園条例及び野洲市立保育所条例の一部を改正する条例」と申し上げるところを「野洲市立保育園」と申し上げてしまいました。「保育所」の誤りですので、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○議長（市木一郎君） これより、文教福祉常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 第8番、野並享子です。

去る12月7日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月15日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第109号市道路線の認定及び廃止についてを議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査しました結果、議第109号は採決の結果、全員賛成により原

案のとおり可決するものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（市木一郎君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世です。

去る12月7日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました予算を審査するため、12月11日、14日、15日に各分科会を、18日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第95号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第6号）、議第96号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第97号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第98号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第99号平成27年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第100号平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）、議第101号平成27年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）、議第102号平成27年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第103号平成27年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）、以上9議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第95号から議第103号までの9議案は全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました予算の審査結果の報告といたします。

○議長（市木一郎君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第95号から議第109号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、議第104号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 議第104号野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に対する反対討論を行います。

この条例はマイナンバー制度に関する個人情報の取り扱いに関する規定を定めるものですが、そもそもマイナンバー制度は国民にメリットはなく、詳細な説明もないまま強引に押し進められている制度でありまして、国民や取り扱う行政にも混乱を生じさせています。集約された個人情報の漏えいは絶対に避けられない状況の中、市民の安全、安心が危険にさらされることは必至であり、何の補償もありません。

そもそも、このように個人番号で国民を管理することは憲法13条、個人の尊重に違反する憲法違反の法律でもあります。さらには、憲法92条、地方自治法1条2には、地方公共団体は、統治の仕組みを住民の意思によって決め、住民の福祉の増進を図ることを基本とするとありますが、マイナンバー制度によって、行政が全ての国民の個人情報を入手して、国民を管理、監視することも地方自治法に違反していることともなります。

一般質問や委員会の質疑の中で、市民が望めばマイナンバー通知やカード作成を拒否することは可能であるという答弁でしたが、個人番号の記載がないと受けられないさまざまなサービス、例えばコンビニ交付であったり、福祉、医療の助成制度などが生じることが明らかになりました。住民票への個人番号の記載は可能ということでありましたが、通知カード等の再発行も含め、個人負担としての代金が生じることとなります。当局側の答弁には個人番号受け取り拒否により行政サービス等の受益を受けられなくなるということは自己責任とあり、番号を知るために改めて市民の方々に負担を強いる結果となるこの制度そのものに矛盾を感じます。国が勝手に個人に背番号を背負わせ、そのリスクに対する補償もなく、さらには自己責任論を押し付ける制度はいかかなものではないかと感じています。そもそも、質疑を行った時点でも通知カードの返戻率も高く、全ての国民に普及しなければ制度を導入する意味もなくなります。過去に2003年から始まった住基カードは12年間経っても普及率はわずか5%しかありません。

その住基カードを製作したのは日立製作所であり、マイナンバーで188億円の受注に成功した日立製作所の自民党への献金額は1億900万円となります。このマイナンバー制度は大企業、官僚、自民党が潤う制度であることは明らかであります。

財界は総額3兆円の特需を見込んでいますが、国民にメリットもなく、必要もないのに大企業のもうけ口だけで個人のリスクを拡大してしまうこのマイナンバー制度そのものはやめるべきであると考えます。

よって、このマイナンバー制度に関連するこの議第104号野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例に対する反対討論とします。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

次に、議第95号から議第109号までについて順次採決を行います。

まず、議第95号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第6号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第95号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第96号平成27年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第96号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第97号平成27年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第97号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第98号平成27年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第98号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第99号平成27年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第99号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第100号平成27年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第100号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第101号平成27年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第101号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第102号平成27年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第102号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第102号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第103号平成27年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第103号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第104号野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第104号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第104号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第105号野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第105号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第105号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第106号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第106号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第106号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第107号野洲市税条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第107号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第107号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第108号平成野洲市立幼稚園条例及び野洲市立保育所条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第108号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第108号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第109号市道路線の認定及び廃止について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第109号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第109号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議第111号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議第111号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(市木一郎君) 追加日程第1、議第111号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) まずは、今議会に提案いたしました議案につきまして全てお認めをいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、追加提案させていただきました議第111号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案説明をいたします。

本議案は市民の中核的医療を守る課題解決のため、野洲病院の機能及び可能性調査のための事業等を主な内容として187万3,000円を追加するものです。

去る11月の第4回野洲市議会臨時会におきまして、市立病院整備を推進する基本設計等の予算案及び基金条例案をそれぞれ提案いたしました。いずれも否決となりました。

しかし、市民の健康と中核的医療を守るという課題は厳然として存在し、市民の健康と医療を守るため、新たな展開による課題解決が求められています。

市立病院の整備計画につきましては、ご承知のとおり、平成23年4月に野洲病院から

新病院構想の提案を受けて約4年半、市民、専門家の皆様との意見交換と市議会審議を重ね、滋賀医科大学等の協力も得て、市が責任を持って新病院を整備するという計画を進めてまいりました。この計画を進めるにあたっては、当初、野洲病院から提案された構想のとおり、野洲市が一民間病院のために新病院一式を整備して与えることが可能か否か。それが可能でない場合は次の選択肢として病院のないまちでよいのか否か。否であれば、市が責任を持って新病院を整備する選択肢が最も妥当である。市が病院を整備する場合の運営の選択肢としては、直営、独立行政法人、指定管理者の選択肢があるが、当面は地方公営企業制度による直営にして、実質5年の運営実績の上で、独立行政法人化の可否も検討するという方針で進めてまいりました。

市議会臨時会での否決にあたって反対討論はありませんでしたが、総合的に勘案すると、現野洲病院への市からの支援により中核的医療を守れるのではないかという考えが背景にあることがうかがわれます。また、去る11月27日開催の特定医療法人社団御上会野洲病院の臨時評議委員会において、引き続き支援を求める趣旨の発言があったと聞いております。このことから、現野洲病院への支援に関しては、既に平成23年のあり方検討で議論は尽くされていますが、あえて改めて、それによって市、野洲市民の将来にわたっての中核的医療が真に確保できるのかどうか、またあわせて今後の判断の参考とするために、昭和60年以降の多額な財政支援がいかほどの効果を発揮してきたのかを調査、検証、評価するための事業を実施いたします。

具体的には、これまで野洲病院に対して行ってきた地域医療振興資金の貸し付けや補助などのさまざまな財政的支援の効果をはじめ、過去から現在に至るまでの野洲病院の運営状況、財務体質や今後の経営見通し等を客観的に評価する必要があると考えることから、野洲病院の機能、実績及び可能性に関し、民間病院であることを十分尊重し協力を得ながら調査を行い、その調査結果を評価する第三者委員会を新たに設置しようとするものであります。

以上のことから、追加提案します予算の内容といたしましては、衛生費に新たに地域医療体制整備事業費を置き、新たに事業を起こし、先に説明しました目的を達成するための調査費用に加え、専門的見地からの第三者評価を求めることから委員会の運営に要する費用等237万8,000円を追加するのであります。

また、これまで市立病院の整備するために要する費用を計上しておりました総務費の市立病院整備推進事業費では不用となります92万9,000円をあわせて減額するもので

あります。

その他、民生費の生活保護施行事務費では、大津地方裁判所において、元生活保護受給者が野洲市を相手取り訴えていた、生活保護廃止決定処分取消等請求事件について、原告側の請求全部棄却との判決が出ましたが、原告側が大阪高等裁判所に控訴したことにより、弁護士費用を新たに追加するものであります。

今回の病院に関する議案は4年半の積み重ねが否決された中であって、市民の中核的医療を守るという課題解決の道を探るための方策として提案するものであります。先ほどの4年前に議論が尽くされていたということについて少し申し上げますと、次のようなこととなります。

まずは、民間病院に対して、病院一式を整備して支援することは公金の支出として適正さを欠くということ。あえて行うのであれば、まずは市立病院を整備した後、指定管理者制度による競争原理の上で引き受け手を選定し、委ねることとなります。

また、先の議案否決後、野洲病院による支援を提案する声がより明確になりつつありますが、これに関しても既に議論済みであります。市立病院整備を否定した上で、民間病院の自立を促すのであれば別であります。民間病院に対して、新たに税財源により公的支援を求めることは矛盾をいたしております。

野洲病院に対してはこれまで野洲市は運営資金の貸し付け、土地の無償貸与、さらに病院が実施した施設及び医療機器等整備のための巨額借り入れの元利償還補助と経営の赤字補填を行ってきました。これは見方を変えれば、この実態は民間病院ではなく、公設公営の病院そのものとなっています。ただ、異なるのは野洲病院は独立した医療法人であること、また経営の意思決定に公的関与がなく、意思決定の場が公開されず透明性がなかったという実態であります。4年半の積み重ねの計画案はこのねじれを正常に戻すものであったわけでありませぬ。

また、同じく議案否決後、財政が心配だから賛成できなかったという意見もより明らかになりつつありますが、それでは、医療、すなわち市民の健康と命の心配はないのか、二の次なのかということでもあります。いずれにしろ、明確な根拠のない心配の段階でとどまっていたはまちづくりは進めません。課題として明確化し、解決策を策定し、実績しなければなりません。それが政策決定、本来の政治であると考えます。また、財政が心配なのであれば、経営の意思決定に公的関与がなく、意思決定の場が公開されず、透明性がない民間病院に事業内容及び金額等の十分な精査を行う仕組み及び手続もないまま、巨額な支

援を行うことこそ財政的に心配ではないのかという議論が浮上してまいります。

先の病院に関する議案が否決されたことにより、野洲病院の職員、患者の方々の不安はもとより、経営状況に関しても不安が一層高まっており、何よりも市民のための中核的医療の結果が大いに懸念されております。

この一例として、既に湖南広域行政組合の管理者会議でも二次救急のあり方について議論したところでありますが、過日開催された来年度の小児救急の体制を話し合う湖南広域の病院長会議においても、市立病院の否決後、野洲病院から小児科医の一部引き揚げが見込まれていることから、野洲市以外の3市で行う方向で検討が進められているとの情報があり、時間的な余裕はないと考えております。

したがいまして、仮に本議会で本議案が可決いただけない場合には、先の自治連合会と市議会議員との話し合いにおいて、大方の議員の皆様が病院整備にご賛成であることも確認されたことを踏まえ、野洲市が責任を持って病院を整備する設計予算等を改めて速やかに提案する意向であることを表明いたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（市木一郎君） これより、ただいま議題となっております議第111号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第111号については、会議規則第39条第1項の規定により予算常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。

（午後1時36分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議第111号に係る予算常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決を日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第111号に係る予算常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第2)

○議長(市木一郎君) 追加日程第2、議第111号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第7号)に係る予算常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決を議題とします。

予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、梶山幾世議員。

○16番(梶山幾世君) 第16番、梶山幾世でございます。

本日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました予算を審査するため、本会議休憩中に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第111号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第7号)を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第111号については全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました予算の審査結果の報告といたします。

○議長(市木一郎君) これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第111号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第7号)について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) 暫時休憩します。

(午後3時02分 休憩)

(午後3時06分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議第111号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第7号)について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 1 1 1 号は委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 1 1 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

決議第 1 号を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、決議第 1 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第 3)

○議長(市木一郎君) 追加日程第 3、決議第 1 号「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

第 4 番、岩井智恵子議員。

○4 番(岩井智恵子君) 「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案の提案理由を説明させていただきます。

野洲市議会では、都市基盤整備特別委員会や議会の審議の中で、市から提案のあった(仮称)野洲市立病院を新規に開設することやその立地場所を野洲駅前南口の市有地にすること、またその事業の運営形態を市の直営にすること、そして病院事業の収支に関し、市財政に与える影響の問題などについて、野洲駅南口周辺のあり方も含めて、中長期的な視点に立って、市民本位の見識で是々非々の活発な議論を重ねてきましたが、平成 27 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)及び同じく補正予算(第 6 号)と野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例が提案され、いずれも僅差により賛成少数で否決となりました。この結果を受けて、市は 11 月 12 日に早々と野洲市立病院整備を断念しました。

野洲病院はこれまで長年にわたり市内の中核的医療機関として医療サービスを提供してこられ、地域医療に貢献すると共に約 4 年半に及ぶ野洲市立病院整備の検討期間中も健全経営を続け、医療サービスの向上に向けた努力を積み重ねてこられました。市が野洲市立病院整備を断念した今、最も緊急かつ重要なことは、市が改めてこれまでの野洲病院の地域医療への貢献を評価した上で、今後においても野洲病院の経営を支えていくべきである

と考えます。市議会議員の間には多種多様な意見はありますが、市内に中核的な医療機関は要らないという考えの議員は誰一人としていません。

よって、本市議会は市に対し野洲病院に対する支援をより一層充実することを求めるものです。

以上、提案理由といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） これより、ただいま議題となっております決議第1号「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後3時11分 休憩）

（午後3時45分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第1番、北村五十鈴議員。

○1番（北村五十鈴君） 「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議、この件、決議案は会派代表には事前に渡され、賛成議員を募っておられたようですが、私だけ知らされておりました。文中には「本市議会は」とあります。だとしたら、全員に知らせるべきではなかったのでしょうか。会派に入っていない議員は議員として認めていただけないのでしょうか。この不平等の理由をお聞かせ下さい。

内容についてもお聞きいたします。件名にも文中にも、「充実」とか「より一層の充実」とか書かれてありますが、現在の野洲病院への支援とどこが違うのでしょうか。それに先ほどの補正でもあるように、市は支援の予算もとってフラットに精査すると言われているのですが、精査を待たずに早々に決議が必要なののでしょうか。岩井議員にお聞きいたします。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 北村議員にお答えいたします。

決議案以外の答えは控えさせていただきます。

予算常任委員会であったように、評価によって支援をとめるということもお聞きしましたので、成果を待たずに早々に決議が必要と考えました。

以上です。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） お聞きいたします。

早々に決議が必要な場合はどんな場合が考えられるのですか。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 北村議員の質問にお答えします。

ただいまの質問ですけれども、今も言いましたように、二手に分かれているんですから、野洲を中核的な医療として支援をするという現野洲病院を、もう一つはまた違った他の、野洲病院ではなくて、また何か新しく病院の設立のような言い方も聞きましたので、こういうことでは、やはり本当に中核的医療、早々にもこういう決議をしないと市民の皆さんにも不安を与えたいと思いましたが、そのようにしました。

○議長（市木一郎君） 北村議員。

○1番（北村五十鈴君） 引き揚げるという話は市の方からも執行部の方からも一度も出ておりませんし、精査が終わってから決断を下すと言っておられたので、その意味合いがどうも通じませんけれども、言うておられることの内容がわからないんですけれども、もう少し具体的に、早々に決議しなければならない理由は何があるのでしょうか。具体的にお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 北村議員にお答えします。

ただいまも申し上げましたけれども、やはり最初にしっかりと決議案を出しておかないと、市の体制というんですか、野洲病院をまずしっかり支えていただきたい。今、こういう事態ですので、そのことのためにしたつもりです。同じような回答です。

○議長（市木一郎君） 次に、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案に対しての質疑を行いたいと思います。

まず、表題に支援の充実というふうにありますし、また一番下のところにはより一層の充実というふうに書いております。これはこれまでの支援の継続というのではなくて、新たな支援というような意味合いを持っておられるのでしょうか。築35年も経っている野洲病院での耐震は必要ないというふうに思います。その点を明らかにしていただきたいと思います。

また、文面でそういうふうなことが感じ取れる文章ですので、そうでないのであるならば、これは、やっぱり直していただかないと含みを持ったような内容ではあるのではないかというふうな思いをいたしますので、答弁を求めます。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 野並議員のご質問にお答えしたいと思います。

この決議は当面の措置として野洲病院を支える方策の充実を求めるものです。今は最も緊急かつ重要事態であって、現野洲病院の建物や耐震対策については今、申し上げているものではありません。

以上です。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） そうであるならば、私は誤解があるようなというか、含みを持たせるような「より一層充実」というふうなこの文言は変えるべきだというふうに思います。当面の措置の支援というならば、これまで援助してきた、これまで1億5,000万、1億1,000万、1億2,000万というふうな形で交付してきた、こういうこのお金は、やはり引き続き、私は継続して出さんならんというふうに思います。

この文面の決議の文面の中に、賛成少数で否決となりというふうな形が書かれているんですけども、提案されている方々はその否決をされた方々ですので、何かこの出された方々との文章が何か合致しない状況を私は思うんです。そういうふうな意味でもこの文章、ちょっと出された方々の思いと違う、文面が一致しない、決議としては市議会としての決議ですから、賛成した議員もおりますけども、ちょっとそういうふうな思いもいたしますし、その下の方にこの検討期間中も健全経営を続けというふうな形が書かれているんですけども、これは市立病院を建設していくという前提のもとで、野洲病院は健全に頑張っただけでこられたという私は前提があると思うんです。ですから、この形のところで何か何にもそういう市立病院をつくっていくということもなく、健全経営がされていたとは思えないんです。そういう何かの目標に向かって頑張っただけでこられたという思いでは、やはり文章的には市立病院が建設されるまでの当分の間支援を続けていくとかいう、今、野洲病院のスタッフの方々が頑張っておられる、それを後押しするようなそういう決議にしていかなければならないというふうに思うんですけども、文章の変更をしていただけませんか。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 野並議員の質問にお答えします。

私たち議員の中には中核医療というのを反対している者は誰もいないと思うんですね。好きこのんで反対していたわけではありません。やはり、その中でこういう決議が成立した以上、どうあっても中核的な医療、市民の声も高いですし、これは緊急的にも守っていかなければならないというのはどの議員にしても市サイドも同じだと思うんですね。それをちょっと文面がと言われますけれども、今、文面を変えるというところまでは至らないんですけれども。はい、よろしいでしょうか。どこに耐震のことを私は言っているあれもないですし、すぐどうこうするというわけでもないですし、この間から言うておられるように、即支援を中断するかもしれないとか、そういうことに対して、やはり不安ですから、そういうことじゃなくて、支援をちゃんとしていただきたいという思いですので、その点をよろしくお願いします。

○議長（市木一郎君） 野並議員。

○8番（野並享子君） 岩井議員が言われた内容ですけども、文面は変えないということですね。より一層の支援というところの「より一層」という部分の具体的なこともおっしゃられないということになると、私がその「より一層の」というところがあそこで耐震補強していくということにつながるのではないかと、そういう含みがあるのと違うかということで文面を直してほしいと言ったんですけども、それを直されないということは否定したことにもならないんですよ。耐震の補強をするということを否定したことにもならないんです。直さないということは、そういう懸念があるから直してほしいと言っているけども、それをそのまま踏襲されていく。しかも、今まで本当に経営をよくするために頑張ってきたスタッフを支えていくという決議を野洲の市議会がするとするならば、やはり市民病院を目指して頑張ってきたんですから、当然、私は市民病院ができるまでという形でスタッフの方々にこの市議会としてメッセージを送っていくということが、私は本当にこれからも頑張ろうという思いをしていただけるふうに思いますので、そういうふうな形が出されないような決議というのは物すごい曖昧な決議になると思いますので、ぜひ文面を変えていただきたいです。

以上です。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 野並議員の質問に再度お答えします。

議会には予算を提案する権限はありません。野洲病院の支援を充実するという事は議

会として市長に対してそのことを強く要請することであり、その方法として、先ほどは支援の補助金を公益性に配慮しながら充実をするということであって、それ以上のものを持っているわけじゃないんですけれども、市長も何か違法性があるとかおっしゃっていたんですけれども、まあ公益性に配慮しながら十分していただきたいこと、また野洲病院のスタッフの士気の低下やそのことによる離職もあるそうですけれども、それに従って緊急避難的な措置、医師や看護師確保の補助を十分にすることが今は野洲病院に課せられた問題でもあると思うんですけれども、補助金を減額したりしないで、最低限守るべき、今まで出してきた補助金額だけでもちゃんとしていただきたいということを言いたかったんですけれども。文章を変えなくてはだめというのまではちょっと理解に苦しみますけど、そこを耐震とかにつながっているわけではありませんので。はい。

○議長（市木一郎君） 次に、第14番、鈴木市朗議員。

○14番（鈴木市朗君） それでは、「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案について、質疑を行ってまいりたいと思います。

まず、今まで質疑を重ねてこられましたけど、私が感じましたのには、この決議案がまず第一点、目標がない。目標がないですね。目標がないということを感じました。そして、この決議から今、若干外れることになりましたが、先ほど、市長提案で出されました補正予算（7号）ですね。これは第三者委員会による調査ということで出されております。これは関連していいと思いますねけど、これの精査の内容でも、これは私は十分間に合うと思うんですよ。今までのことも考えてみて、今、ここにいらっしゃる議員さんで何年も野洲病院の経営者で関わっていらっしゃる方がいらっしゃるんですよ。本当はこんな長々、第三者委員会による調査をしなくても、ここに野洲病院の経営者がおられたんやから、その人たちに聞いたら一番早くわかるん違いますか。でしょう。何も無い、たかだか補正予算を組んで調査せんでも。それができないから補正予算を組んだんです。ということ、皆さんにちょっと報告しておきます。

私が言いたいのは、この第三者委員会による精査の後でどういうことになるかということとを1つの目標を持って、やっぱりこの決議案を出される方が私はベターだと思います。そして、この4年半に及ぶ健全経営、これは岩井さん、何を指して4年半に及ぶ健全経営だということを思っておられるんですか。4年半前というのは野洲病院の実態はどうだったんですかね。ご存知ないと思う。ですから、この4年半前ということは滋賀医大の先生方が、学生さんをはじめ、京都大学の教授をはじめ、市立病院になるという前提のもとで

ドクターを派遣してくれたから、この4年間というのは健全経営になっておるわけなんですよ。このことをはっきりしてくれなかったら、健全経営なんて成り立ちませんよ。たちまち今日の市長がおっしゃってました小児科の先生が引き揚げる、また整形外科の先生も何とかかんとか言うてはる。だから、滋賀医大にそれだけの仕打ちをかけたら、絶対い Doktor は来てくれません。それはもう確信できます。だから、そういうことを皆さんも考えて、やはり議員として5万1,000人の市民の健康と命を守るということを考えてもらわなければ、私は議員としての資格がないと思いますよ。これは岩井議員にお聞きします。

もう一点、この問題について、市内に中核的な医療機関は要らないという考えの議員は誰一人としていませんということです。岩井さんも栢木さんも1年生議員はご存知ないと思います。都市基盤整備特別委員会の中で、こんなもん要らんという議員がおられたんですよ、実際ね。その議員さんにその意図をお聞きしたいと思います。

以上です。

(「答弁者指名」の声あり)

○14番(鈴木市朗君) それでは、答弁者の指名を行います。前段に申し上げましたのは岩井議員、後段に申し上げましたのは坂口議員にお願いしたいと思います。

○議長(市木一郎君) 岩井議員。

○4番(岩井智恵子君) 鈴木議員の質問に対して、お答えいたします。

健全経営をしてきたのは滋賀医大の先生たちが来て下さっている、また市民病院ができるということで士気も高まり、そういうことが原因だとはおっしゃっているんですけども、それも事実あると思います。4年半続けてこられた、これは健全経営であったということも聞いておりますので、それはそのとおりではないかと思っております。また、医師や看護師も一生懸命努力を積み重ねてこられたと思っております。

以上です。

○議長(市木一郎君) 坂口議員。

○18番(坂口哲哉君) 鈴木議員の質問にお答えをいたします。

私は中核的な病院は要らないとは言っておりません。公立病院は要らないと言っているだけで、時の流れによって、現野洲病院に年間延べ10万人の方が通っておられるので、必要と考えます。したがって、現在の野洲病院に対して手厚い援助をすべきと考えます。

以上です。

○議長（市木一郎君） 鈴木議員。

○14番（鈴木市朗君） 再度、質問をさせていただきたいと思いますが、提出者ですね、やはりもっときちっと目標を持って決議を出していただきたい。それだけはひとつお願いしておきます。私はこのお二方にはあきれてものが言えません。本当に、やはり野洲市民を代表しての議会ですから、もっと思慮深い、きちっとした回答をいただけるのかと私は期待しておりました。

最後に申し上げておきますけれども、この4年半、本当に見識のある学者の先生たちにはここまで持ってきていただいたにもかかわらず、僅差で否決されたということは野洲市民にとって大きな不利益だと私は思っております。今後に関しましても、やはり今のこの現状を踏まえて、野洲市民の健康と命をどう取り入れて守るかということも、議員の皆さんもしっかりと心に刻んでいただいて、これからも精査を重ねて頑張ってくださいよう、お願い申し上げます。

これ以上再質問いたしませんので、よろしく願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

決議第1号「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案に対しまして、質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これ、決議案を見ますと、たちまち地域医療を守るためのものだと理解しておりますけれども、先ほど補正予算が通りまして、今回見直しというか、再度違法性があるかどうかと、これ、精査するわけでございますけれども、それを精査した上でのこういう決議案なのか、その辺はちょっと理解に苦しみます。その辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 矢野議員の質問にお答えします。

そのようにご理解下さい。

以上です。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） じゃ、再度確認させていただきますけれども、この精査が出ないことには市は打ち切るということはずないんですね、これはね。だから、その上でございますけれども、今後、精査されます、これから予算が付きましたから。それで、法的

に違法が出ましたという場合は、岩井議員としては、地域医療は本当に守れなくなるんですね、その場合はどう思われるか、それ、意見があったらちょっとお聞かせ下さい。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 矢野議員の再度の質問にお答えします。

やはり、そういうふうにはなっては困りますので、何としても、精査の内容によって、市長も打ち切るということをおられますけれども、まず野洲市民の人たちが路頭に迷わないようにするのがまず第一ですので、よほど、精査をしていただいて、きちっと精査をしていただいて、そのようにしていただきたいと思っております。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今回、予算が立ちました。これ、精査されるんです。法的にも違法が出ますと、議員も市長も、これ、責任とらなんわけなんです、違法性が出た場合。そうすると、今度、再度新病院を建設という問題が再浮上するんです。この場合に対しての、まだ仮ですけれども、市長から予算要望があった場合に対しての意見をもし今の段階で思ってはる範囲内でお答え願えないでしょうか。

○議長（市木一郎君） 岩井議員。

○4番（岩井智恵子君） 矢野議員の再度の質問にお答えします。

断念されるという、よほど精査の内容が悪ければ、即断念ということをお聞きされていまして、じゃ、それにかわって、また今日も同じ駅前のところにお院が立つというようなことをおられましたけれども、何か唐突というのか、余りにも急過ぎて、ちょっとそこまでの考えには至っておりません。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、決議第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第1号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（市木一郎君） 暫時休憩いたします。

（午後４時１７分 休憩）

（午後４時２２分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

第１３番、丸山敬二議員。

○１３番（丸山敬二君） 第１３番、丸山敬二です。

それでは、決議第１号「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案に対して、反対の立場で討論を行います。

先ほどの質疑内容、それからこれまで一貫して市立病院整備に反対しており、野洲病院の支援については一言に触れていない会派から、このような決議が出されたことには全く驚きを隠せません。市立病院整備の議論が始まったときから、市内には開業医がたくさんある、近隣の病院を利用すればいい、財政が厳しい、また駅前にふさわしくない、そして多くの市民が反対しているなどと言っている議員が、病院が要らないという議員は一人もいないなど、全く私ほうそそのものを言っていると思います。病院に反対する議員が誰一人としていないなら、なぜ１１月５日の基本設計委託料を反対討論もなく、否決に持っていったのか、不思議でなりません。

また、先日行われました自治連合会との意見交換会では、私どもは民間病院である野洲病院を公立化することに反対していると述べており、これまで野洲病院を公立化する話など、なかったことを公の場で述べております。このようなことを言うから、市民から議会不信の声が出るのであります。

先ほどの予算常任委員会において、野洲病院の調査について結果は見えているとの発言がありました。この内容は支援できないということがわかっているとの解釈ができます。その発言した議員がこの後賛成討論をするようです。決議を出すということは提出者、賛成者は議会という重さを認識していただかなければなりませんのに、この議会という重さが欠如しているのではないかと私は思っております。全く議員が議会を軽視しているように見え、ますます市民から議会不信の声が上がるのは必至であります。

このような状況にある中で、野洲病院調査結果が出る前に支援の充実という、何を支援しようというのかもわからない内容で、市議会の決議とするには全くふさわしくない、このように思いますので、本決議については反対をいたします。議員各位の良識ある判断を

お願いいたします。

○議長（市木一郎君） 第2番、稲垣誠亮議員。

○2番（稲垣誠亮君） 第2番、稲垣です。

それでは、ただいま議題となっています決議第1号「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案について、賛成の立場から討論を行います。

現民間野洲病院は昭和34年の野洲診療所の開院以来、今日まで地域の中核的病院として、市民の健康を守り、約4年半に及ぶ新野洲市立病院整備の検討期間中も地域の医療サービスの向上に向けた努力を積み重ね、多大なる貢献をされてきました。よって、市がこれまでの現民間野洲病院の貢献を評価し、少なくとも耐震補強、医療機器の更新ができるよう、援助の金額が現民間野洲病院のプライマリーバランスにもよりますが、経営を支援していくべきだと考えます。新病院基本本構想2010のように青天井で支援を求めていくものとは、現段階では私個人的に考えてはおりません。

現民間野洲病院は市民にとって本当に大切な市民の気持ちのこもった大切な病院です。全国的に医療の現状が厳しい中、野洲市にはしっかりとした責任があり、医師会と今まで以上に連携をとる必要があります。現民間野洲病院による地域医療の継続は90億円に迫る新野洲市立病院整備とは異なり、本市の財政支出も明らかに少なくて済み、400億円を超える借金を抱えている本市の財政を悪化させずに済みます。また、今後、5年間における財政収支見通しが急速に悪化しているのは周知の事実です。

平成27年7月12日の市民集会において、市長サイドが現民間野洲病院が耐震できていない東館はもう30年以上経っている、病院の償却年数は38年から40年であると市民に説明したり、平成27年7月の市民広報においては耐震補強に関し、耐震化が必要な建物は既に築35年ですが、耐用年数は耐震補強しても更新されませんと記述し、この2点に関しては市民が錯誤する可能性のある情報が伝達されています。それは建築学会的には、鉄筋コンクリート造りの耐用年数は65年あるとされていて、個々の差はあるものの、一般的には100年以上と言われています。市長サイドの38年から40年の根拠は税法上の償却年数であり、物理的寿命の年数ではなく、耐震化には問題がありません。また、現民間野洲病院は野洲市が補助金支出を継続する限りにおいては、支援後継医療法人の可能性も含めれば、営業がストップする可能性は限りなく少なく、この点においては市民の皆様にご安心いただければと思います。

金融支援についての議論がありましたが、債務負担行為、包括的支援についての違法性

については判例が分かれています。本市条例による公共性の高い医療資金の貸し付け、目的を限定した補助金支出については、私は個人的に違法性がないと考えています。これらの問題についても、弁護士を交えた検証が今後必要とはなってくると思いますが、過去の経緯の流れから補助金を支出することは、市民理解は十分に得られると考えています。

最後に、野洲市議会にはさまざまな意見はありますが、本日の議場においてもそれを否定するような解釈の発言が多々ありましたが、市内に病院が必要ないという考えの議員はこの議場には誰一人としていません。特に所属会派については、過去会派拘束等一切なく、自由に発言、行動し、本決議案の採決に臨みます。

野洲市民の永続的な医療を守るために、現民間野洲病院を存続させるため、決議第1号「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案に賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

決議第1号「特定医療法人社団御上会野洲病院」に対する支援の充実を求める決議案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（市木一郎君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午後4時32分 休憩）

（午後4時33分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定

いたしました。

引き続き、本日提出がありました意見書第17号複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）については、先ほど提出者の上杵種雄議員並びに賛成者の梶山幾世議員、栢木進議員、矢野隆行議員、岩井智恵子議員及び河野司議員から取り消しの申し出があり、許可しましたので、ご報告いたします。

お諮りいたします。

意見書第11号から意見書第16号までを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第11号から意見書第16号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第4）

○議長（市木一郎君） 追加日程第4、意見書第11号から意見書第16号まで労働法制の規制緩和でなく、規制を強めることを求める意見書（案）他5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

まず、意見書第11号及び意見書第12号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第11号労働法制の規制緩和でなく、規制を強めることを求める意見書について、趣旨説明を行います。

厚生労働省が発表した2014年の「就労形態の多様化に関する総合実態調査」、これでは非正規雇用の割合が4割に達したということが明らかになりました。また、派遣社員で48.2%の方が正規雇用を願っておられます。年収200万以下のワーキングプアが1,400万人を超えました。こうした中で、非正規雇用の拡大を推し進めようという、そういう今、政府の動きのある中で、ぜひとも残業代ゼロの検討とか、そういう労働法制の規制緩和でなく、規制を強めるべきであろうかと思えます。

以下の点を求めますということで、第1、不安定雇用や長時間過密労働をなくす規制を強めること。2点目、労働者派遣法（生涯ハケン、正社員ゼロ）、残業代ゼロ制度、解雇の金銭解決制度などの創設・改悪は行わないこと。3、苛酷な労働を強制し、労働者を使いつぶすブラック企業を規制すること。

以上を意見書として提出したいと思えます。議員のご賛同をお願いいたします。

次に、意見書第12号環太平洋連携協定（TPP）の署名・批准に反対する意見書について、趣旨説明を行います。

この協定の大筋合意をしたということで、今年度補正予算とか来年度の予算編成にさまざまな対策を打ち出しております。しかし、協定の全文も明らかにされず、参加国の署名や批准の見通しもはっきりしておりません。とりわけ、この米などの重要5項目については関税の撤廃や引き下げを求める、それができないならば交渉脱退も辞さないと国会決議をしての交渉でありました。そういうことが今、全くされていない、国会決議に反するような内容となっております。

野洲の農業委員会からも建議書が出されており、海外からの農産物の輸入量の増加は予断を許さない状況であり、米作農業者には経営的に負となる要因が間近に迫っていますという危機感を持っておられます。

今、こういった中で、TPPの大筋合意という、そういうふうな形で今、来ておりますが、全面的に内容を公開して、国会の中できちっと徹底的に議論を行うべきだと思います。

それと、医療や保険も含めて、国民の暮らしにどう影響するかということを検証すべきであるかと思います。環太平洋連携協定（TPP）の署名・批准はすべきでないと思いますので、意見書を提出したいと思います。

以上、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第13号について、第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 意見書第13号の介護保険制度の改悪をやめ、充実を求める意見書に対して、介護保険制度は国や地方自治体が公的責任を果たすべきであり、地域住民の互助によって補うようなことになってはなりません。今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる仕組みづくりが求められます。

まず、訪問看護、通所介護の認定者1、2の介護保険外しを中止され、また介護施設で働く人の人員確保や給与等の待遇を改善して応援されること、またこの介護保険制度の利用料が2割負担への引き上げによって、介護サービスの手控えやまた中止という大きな影響があります。2割負担は中止されることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書とします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第14号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） それでは、2017年4月からの消費税10%への増税を行わな

い事を求める意見書（案）について、提案説明を行います。

これまでの消費税増税は社会保障のためというふうに言われながら進められてきましたが、実態としては法人税減税、これの穴埋めになってきたことが実態として明らかになっています。今回も10%に上げるということですが、骨太の方針の中では年間3,000億から5,000億ぐらいの介護も医療も年金も、全て削る方針を既に打ち出しておりますし、一方で、同じように大企業に対する減税。軍事費に関しては、2016年度の予算で初めて5兆円を超える見通しとなっています。消費税そのものの問題としては、還付金というものがありますが、消費税を上げるのを求めている財界、20%までの増税を求めています。消費税を納めるどころか、税務署から還付され続けているという事実があります。その還付金が8%になってから、今、1.8倍にも上がっていて、7,837億円、このお金が税務署から支払われて、実質、大企業がある場所の税務署が赤字になるといったようなおかしい実態が起きています。

さらに、突如最近、財務省の方から出されたマイナンバーを使つての増税分の一部である、酒類を除く飲食料品のみを還付するという案なども出ていますし、軽減税率、これも連日メディアでも報道されていますが、こういったものが出されていますが、例えば、この軽減税率に関しても、この軽減税率を通すために4,000億円の低所得者対策を取りやめるといったことを同時に進めています。これだといったい何のための軽減税率なのか、全く説明も付かないですし、理解もできないと思います。

このように、出されているものが全て来年の選挙対策、党利党略のものになっているということはもう多くの国民の方々も気付いておられるというふうに感じています。10%のこの消費税増税というものは中止して、段階を追って消費税そのものを廃止すべきであると考えますし、軍事費の削減や大型公共事業の見直し、大企業や富裕層への税制改革、そういったものによって、社会保障の財源を、消費税を上げなくても生み出すことは十分可能だと考えます。

以上の理由による意見書です。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第15号について、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(案)について、ご説明させていただきます。

皆様方のところにも、お手元にマイナンバーが届いたと思います。全文はこの文章のとおり

りでございますが、ちょっと割愛させていただきますが、この文のとおり進めたいと思います。

政府において自治体負担の軽減のために以下の事項について、段階的に配慮を求めるといふことで、3つ出させていただきました。

1つは、平成28年度以降についても地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担として十分な予算措置をすること。2、同様に円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など、全額を国の負担として十分な予算措置を行うこと。3、地方自治体の予算編成等に支障がないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度を導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。4番、マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など、十分な支援を実施すること。5、配達できなかった簡易書留郵便の受取人の所在調査に要する経費の負担軽減を図ること。6、マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 次に、意見書第16号について、第16番、梶山幾世議員。

○16番（梶山幾世君） 第16番、梶山幾世です。

ブラットパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書（案）について、説明をさせていただきます。

脳脊髄液減少症は交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感等のさまざまな症状が発症する病気であります。その症状は外見的には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってこられました。

国は平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成24年にはブラットパッチ療法が先進医療として承認され、また平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラットパッチ治療の有効率は82%と報告されたところです。さらに、外傷を機に発生する脳脊髄液の漏れの診断基準の研究がなされており、ブラットパッチ療法の保険適用が切に望まれるところであります。

よって、国においては次の事項について早期に実現されるよう強く要請いたします。

まず1点目、脳脊髄液減少症の治療法であるブラットパッチ療法を保険適用とすること。
2、厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。3、脳脊髄液減少症の早期発見、早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市木一郎君） これより、ただいま議題となっております意見書第11号から意見書第16号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（市木一郎君） 暫時休憩します。

（午後4時50分 休憩）

（午後4時52分 再開）

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 意見書第15号マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書（案）について、質疑を行います。

まず、この意見書はマイナンバー制度を容認した上での意見書であります。4点にわたって質問いたします。

まず1番目、十分な議論もせず国民が求めたのではなく、国が一方的に国民に番号を付けました。太田市議も問題点を明らかにしましたが、情報の漏えいに対して何の補償なく、導入しているアメリカで2006年から8年までで1,170万件の成り済まし犯罪があり、1兆7,300万円の被害が出ている点や韓国で2007年から15年1月までで2億数千万件の不正アクセスや内部からの個人情報流出している点についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

2点目に、次に憲法13条の個人の尊重に違反するということでもあります。また、さらに憲法92条や地方自治法第1条の2に統治の仕組みを住民の意思によって決め、住民の福祉の増進を図ることを基本とするとありますが、国民の全ての情報を入手し、管理、監視することも地方自治法に違反しているのではないのでしょうか。この点をどのように認識されているのか、お伺いいたします。

3点目、また今回のマイナンバー導入は総額3兆円の特需を見込んでいるように、財界が求めたものであります。献金をした企業に利益をもたらすための巨大なプロジェクトだという状況ですが、見解を求めたいと思います。

第4点目、意見書の項目に書かれていますように、地方自治体の財政負担は増大するというので、予算措置を求めています。地方自治体として今、直面している問題は高齢化社会による医療費負担増や介護保険の市民負担を軽くするために国の負担割合をふやすことが求められており、市民生活に直結する課題がありますが、このような課題は国の財政が大変ということで、要望はしてもなかなか進みません。

また、教育の分野でも奨学金が給付でなく貸し付けであり、卒業した途端300万円の借金がのしかかる状況です。OECD加盟国では半数の国が大学の学費は無償で、ほとんどの国が返済しなくていい給付制の奨学金制度を設けています。世界の中でも、高額な教育費がかかっている状況であります。3兆円もの巨大プロジェクトで財界に利益をもたらすよりも、今、求められているのは一番国民と密接なところに存在する地方自治体への支援や教育予算に税金を使うべきではないでしょうか。国民も望んでいない、地方自治体としても押し付けられた実務であり、このような予算措置を求めるより、このプロジェクトを中止することではないでしょうか。見解を求めたいと思います。

○議長（市木一郎君） 矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 意見書第15号マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(案)に対しまして、野並議員の4つの質問に対して、簡単にお答えさせていただきたいと思います。

このマイナンバー制度の根本といいますのは、社会保障、また税、災害対策の情報の管理にあると認識しております。その上で、1番でございますけれども、こういった漏えい問題が起きておるのは認識しておりまして、この意見書の中に、第6番にこういった詐欺等の防止にしっかりと取り組んでいただきたい、こういうことで一応、今回は出させていただきます。

2番目の憲法13条、92条、こういった面もるるおっしゃっていましたが、僕自身はこの自治法等に違反しているかどうかというのはまだ認識しておりませんので、今後、またこれは勉強したいと思っております。

3番のマイナンバー導入の総額3兆円の特需、これを見込んで財界の献金との関係をおっしゃっていますけれども、私自身、これ、企業と献金との整合性は確認できませんので、

今回、これはお答えできないということをお願いいたします。

4番目の意見書に対する、社会保障ですね、こういった点は先にすべきであるというような意見をおっしゃっておりますけれども、この社会保障に対しては毎年1兆円規模で増額しておる、こういった現状の中でこれは3党合意の上で消費税を上げていく、そういった補填をしていくということを決まっております、社会保障はそういった点で別の枠でこれは考えていかなければならないと思いますので、これ、マイナンバー制度の予算措置に関して、今回はしっかりと国が取り組んでいただきたいという意見書でありましたので、社会保障費との関連性は今、結び付けるべきではないと認識しております。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） 矢野議員の答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。

1点目の問題ですが、当初の説明から社会保障の年金とか、いろんなところをドッキングしていくというふうなことが言われて、何かメリットがあるみたいに言われております。これに関しましては、確かにマイナンバー制度というのが社会保障、税、災害対策の分野に限っての利用というふうな形で、今、当初はそういうふうにあります。しかし、これがどんどんと広がっていく、あっちもこっちも結び付けていく、預金も結び付けていくとか、本人のレセプト、どんな病名でどんなお薬を使っているかというふうな部分も結び付けていくとか、さまざまなことが出されております。

そういうふうなことで、最近、皆さんもテレビ、新聞等でご覧になったように、マイナンバー制度導入に絡む汚職事件、収賄罪ということで、厚生労働省の室長補佐も業者から200万円を受け取っていた。これまでも新たにそういう人が、室長補佐をしていた人たちも受け取っていたというふうな、IT関連会社から受け取っていたということが明らかになっております。こういうシステム関連の業者と癒着をしていって、マイナンバーというものが出されております。何で厚生労働省かという、さっき私が言いましたように、レセプトとの関連付けというふうな形になっております。日刊ゲンダイで報道がされているんですけども、この保険証、レセプトというところをドッキングしていくということで、今、日本の医療が40兆円ということの中で、マイナンバーによって1兆円ものもうけが出てくる、利権が起こるということが書かれております。

こういうことになってきますと、国民の中に非常にデメリットが出てきます。これはアメリカでもそういうふうな形がドッキングされていって、あなたはがん系統の家系だから、

がん保険の保険料率はこの金額ではあきませんという形でアップされるとかというふうな、そういうふうな電子カルテとのドッキングというのが今後の問題として出てきております。

ですから、ひとたびこういうマイナンバーが導入され、どんどんと広がっていくということは、それはアメリカなどを見ればわかると思うんです。ですから、今、行政に対して、こういうふうな形で補助金をちゃんと国から出せとかいうふうな形をとっていかれても、本当にもっともっと広がってくる、被害が広がる。そして、財政負担が非常に大きくなっていくということが明らかだというふうに思います。ですから、ここら辺の認識は本当にされているのかどうかという点をもう一度お尋ねしたいと思います。

社会保障等の関係は別枠ですべきであって、今、結び付ける必要はないというふうにいわれましたけども、国民の税金というのは所得税とか、いろんな形でしか入ってきません。こうした経済が低迷する中で税収も落ち込んでいっている。別枠でと言われても、こういう形で国民が望んでもいないようなところに予算をどんどん出して行って、それで別枠でと言われると、いったいどこから税金を持ってくるんやということにもなります。結局、また消費税の増税しかないというような、いうところになってきますので、今回、8%から10%に引き上げる、2%の引き上げで5兆4,000億円の増収、言うてみたら、我々は5兆4,000億円の増税という形になります。ですから、こういう財源を確保するためにはまた消費税の増税というふうなことになってくるのではないかというのが見えてくるのではないのでしょうか。

税金の取り方、使い方が本当にしっかりしていないような状況ですので、結び付ける必要はないとか、別枠でと言われても、それはちょっと納得できない話なんですけども、この3兆円からの巨大プロジェクトは、本当に私は中止をしていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（市木一郎君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 野並議員の再質問にお答えいたします。

野並さんの先ほど野洲市の補正予算に賛成していただいた中にもこれ、来年のマイナンバー制度があるんですね。なぜ、反対されなかったかという、ちょっと不思議に思っていたんですけども、補正予算にも組まれました。これも今、現実、一般会計からしか補填できないような状況が既に起きているわけございまして、私の認識といたしましては、このマイナンバーは何にでも使えるというようなものでなくて、これは法律になりますけれども、社会保障と税と災害対策のこの3つに絞られておる、こういったふうに認識して

おりますので、そういった中でしっかりと詐欺等には応えていきたいというので、今回上げさせていただいております。

2番目の方でございますけれども、社会保障につきましては、本当に先ほど述べましたように毎年1兆円というのが現状でございます、それで消費税に手を付けざるを得ないというのが現状でございます。これを我々、やっぱりしっかりと本当に社会保障に使われているのかというのは、これは本当に目配りしていかなければならないという現実はあると思いますけれども、そういった点で財源の確保をしていきたい、こういった思いでございますので、またよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） 野並享子議員。

○8番（野並享子君） これ、最後ですので、今、私の質問に対して、6番目の漏えいの問題、混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施することというふうな形を答弁に使われたというふうに思うんですけども、この漏えいを防ぐというために、中小企業にとっては本当に今、多大な負担になっています、システムを導入するということで。

それと、もう一つ言われているのが国民の不安から中小の証券会社と取引をするよりかは大証券会社、大手の証券会社と取引をした方が自分の情報が漏えいしないということで、この中小の企業がこれ、証券会社だけではなくて、マイナンバー倒産が起こるのではないかと今、言われているんです。本当に漏えいを防ぐということはイタチごっこで、できないというのがアメリカでも、また韓国でも、とにかくマイナンバーを導入したところではそれがもう言われています。ですから、漏えいを防ぐために、広報で周知をするという、そんなぐらいで防げるようなものではありません。

ですから、やはりこういった部分においては地方自治体においても、これからもまだまだ機器の更新、システムの更新、さらにいろんな形で負担がふえるということは目に見えている。それ、100%国が出してくれというたって、今、本当に出さない状況ですから、こういう意味では市民が望んでもいない、地方自治体も望んでもいない、こういう中ではマイナンバー制度というのは、これは今現在やったら、こういうふうな意見書を上げるのではなくて、マイナンバー制度の中止、廃止を求めるといぐらいの私は意見書を上げていかなければならない。小手先でごちゃごちゃやったら、どうしようもない。根本的に、やっぱりマイナンバー制度そのものが私は将来負担、そして国民の不安、漏えいというふ

うな形で表れると思いますので、そういう意味ではこれはいただけない意見書（案）だというふうに思います。

以上です。もう答弁はいいです。以上です。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第11号から意見書第16号までについては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第11号から意見書第16号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第11号から意見書第16号までについて、討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

意見書第11号について、第4番、岩井智恵子議員。

○4番（岩井智恵子君） 労働法制の規制緩和でなく、規制を強めることを求める意見書（案）について、原案について反対討論をさせていただきます。

本案について、そのままご賛同いただくことは適切でないものと考えます。先の通常国会に提出された労働基準法改正案は、1、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割り増し賃金の見直し、2、著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設、3、一定日数の年次有給休暇の確実な取得、4、企業単位での労働時間など、設定改善に関わる労使の取り組み促進、労働時間などの設定の改善に関する特別措置の改正を通じて長期間労働の抑止、有給休暇の取得促進を図ることを目的としています。

一方、多様な働き方を実現するため、企画業務型裁量労働制の見直しや特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設などを行うものです。政府与党では個々の能力を生かした働き方を実現する労働基準法の改正案の成立を目指しており、本案にあるような長時間労働をさらに助長するような内容ではないものと考えます。

以上のことから、本意見書に対する反対討論といたします。何とぞ議員の皆様にはご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（市木一郎君） 第9番、東郷正明議員。

○9番（東郷正明君） 労働法制の規制緩和でなく、規制を強めることを求める意見書について、賛成の立場から討論します。

政府は国の成長戦略の柱として、労働法制の規制緩和を掲げています。

1つ目には、旧労働者派遣法のもとでは、専門26業務とその以外の一般業務という区別がありましたけれども、これに全ての業務区分を撤廃して、全ての業務に派遣業務が可能になったこと。

また、2つ目には、これまで受け入れ期間制限は専門26業務については上限規制がなく、一般業務では原則1年、最大3年という上限規制がありました。新しい新法では派遣先事業単位の期間制限と労働者個人単位の期間制限という、これまでとは異なる単位による期間制限を設けています。いずれも原則3年ですが、過半数の労働組合等から意見聴取したり、部署を変えれば、3年を超えて雇用を受け入れることが可能になるため、期間制限を事実上、撤廃しているということになり、労働者を一生派遣労働者にしてしまう危険性があります。

3つ目には、派遣先が労働者を直接雇用する義務が撤廃され、雇入れ努力義務が残り、派遣先が不法行為を行った場合は派遣労働者に労働契約を申し込んだものとみなす労働者契約みなし制度が施行されていましたが、新しい新法ではこのみなし制度が発動される場面がほとんど生じない、骨抜きの仕事になっています。

4つ目には、雇用安定措置やキャリアアップ措置が派遣元事業主に義務付けられたが、派遣元事業主を縛る法律が存在せず、派遣元事業者への責任が強化されています。このような規制緩和で企業が世界で一番活動しやすい国づくりと言っていますが、中身は一生低賃金、一生派遣で若者を使い捨てにしてしまうというもので、到底認められるものではありません。企業にとって使い勝手のよい規制緩和ではなく、労働者の健康や権利が守られるよう、企業に対しての規制を強めることこそが求められます。

以上のことから、意見書第11号の労働法制の規制緩和でなく、規制を強めることを求める意見書に対して、賛成討論とします。

以上です。

○議長（市木一郎君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、意見書第11号労働法制の規制緩和でなく、規制を強めることを求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第11号は否決されました。

次に、意見書第12号環太平洋連携協定の署名・批准に反対する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第12号は否決されました。

次に、意見書第13号介護保険制度の改悪をやめ、充実を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第13号は否決されました。

次に、意見書第14号2017年4月からの消費税10%への増税を行わない事を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第14号は否決されました。

次に、意見書第15号マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第15号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第16号ブラットパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第16号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩をいたします。

(午後5時21分 休憩)

(午後5時30分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成27年第5回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る11月30日に招集させていただき、本日に至りますまで22日間でありました。当初提案いたしました補正予算9件、条例の制定、改正5件、市道認定、廃止1件、人事案件1件の計16議案並びに本日追加提案いたしました補正予算1件、合わせて合計17議案につきまして慎重にご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問におきましては、災害対策、子育て支援、高齢福祉施策、教育施策、人権施策、幹線道路整備など、多岐にわたり、さまざまな分野における施策に対しまして、貴重なご意見とご提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を目指すまちづくりに生かしてまいります。

さて、平成27年度の3四半期が終わろうとしております。残された事業の推進を図ると共に、11月に策定いたしました平成28年度野洲市予算編成方針に基づき、市民の元気と安心を目指すことを基本に、平成28年度予算の編成に取り組んでまいります。

最後に、今年も残すところあとわずかとなり、慌ただしさが増してまいります。また、厳寒に向かいます折から議員の皆様にはご自愛いただくと共に、輝かしい新春をご家族と共に迎えになられますことを心からお祈り申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶と

いたします。誠にありがとうございました。

○議長（市木一郎君） 以上で、平成27年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。（午後5時32分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年12月21日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

署 名 議 員 太 田 健 一

署 名 議 員 野 並 享 子